

平成26年度 第1回文京区地域福祉推進協議会 障害者部会

日時 平成26年4月24日（木）午後3時から午後4時59分まで

場所 文京シビックセンター24階区議会第1委員会室

<会議次第>

- 1 委員委嘱
- 2 部長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 部会長の挨拶
- 5 障害者施策における近年の国の動向 【資料第1号】
- 6 議題
 - (1) 新たな地域福祉保健計画の策定について 【資料第2号】
【別紙】
 - (2) 新たな障害者計画の策定について
 - ・計画の位置付け 【資料第3号】
 - ・現在の文京区障害者計画について 【資料第4号】
 - (3) 文京区の障害者・障害児の現状について
 - ・文京区障害者・障害児の現状（手帳所持者数の推移等） 【資料第5号】
 - ・障害者（児）実態・意向調査結果について
（文京区障害者（児）実態・意向調査報告書概要版） 【資料第6号】
- 7 その他
 - ・今後の検討予定について 【資料第7号】

<地域福祉推進協議会障害者部会委員（名簿順）>

出席者

高山 直樹 部会長、安東 治家 委員、柴崎 清恵 委員、齊田 宗一 委員、
佐藤 澄子 委員、安達 勇二 委員、佐久間 光江 委員、望月 和美 委員、
猿渡 達明 委員、天野 亨 委員、山口 恵子 委員、伊藤 明子 委員、
江澤 嘉男 委員、古市 理代 委員、秋田谷 徳子 委員、清野 亜美 委員

欠席者

溝畑 雄二 委員

<幹事>

出席者

藤田福祉部長、須藤障害福祉課長、福澤福祉センター所長、新名保育課長、
伊津野保健衛生部参事予防対策課長事務取扱、北島教育指導課長、宇民教育センター所長

欠席者

なし

<傍聴者>

13名

障害福祉課長：皆様、こんにちは。

時間となりましたので、これから文京区地域福祉推進協議会第1回障害者部会を始めさせていただきます。

会の開催に先立ちまして、委員の委嘱式を行います。

本委員の委員の方は、障害者部会とその親会となります。文京区地域福祉推進協議会の委員を兼ねる方がいらっしゃいます。9名の方々は既に今月22日の会で委嘱を受けられておりますので、本日、残る8名の委員の方に委嘱状をお渡しいたします。

本日は窓側にお座りの皆様に委嘱状をお渡しいたします。天野委員から清野委員までの皆様は、お名前を読み上げさせていただきますので、その場でお立ちください。

部長、お願いいたします。

障害福祉課長：委嘱は成澤文京区長からのものになりますが、本日は区長の代理といたしまして、藤田福祉部長よりお渡しいたします。

(委嘱状交付)

障害福祉課長：それでは、藤田福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

(区長代理挨拶)

障害福祉課長：それでは、本会の委員長ですけれども、文京区地域福祉推進協議会の設置要綱によりまして、本部長である区長が部会長を指名する旨の規定がございます。今年度も引き続き学識経験者として東洋大学社会学部教授の高山直樹教授を指名されたので、ご報告申し上げます。

それでは、高山部会長、一言ご挨拶をお願い申し上げます。

高山部会長：高山でございます。今年度、どうぞよろしくお願いいたします。

後から、また説明があると思いますけれども、この障害施策ですね、ご存じのとおり目まぐるしく動いてきています。簡単に言うと、その動き方は、12月に批准されました障害者権利条約の批准のための流れだったというふうに思います。そういう意味では、12月批准されたということなんです。

そういう意味では、例えば20年前に子どもの権利条約が批准されていますけれども、一体それがどうだったのかというのは疑問なんです。権利条約に基づいて施策や制度やあるいはサービスというものが具体的に展開されなければいけないわけなんです。そういう意味では、今年度そういう流れの中にありますので、その権利条約の理念、あるいは考え方をどういうふうにこの計画に具体的に盛り込んでいくのかというのが一つのポイントだというふうに思っています。

それから、こういう計画は今、藤田部長からもありましたように、当事者の方の声をどれだけ反映させるかということが非常に大切だと思うんです。そういう意味では幸い委員の方々はそれぞれの領域において、要の存在だというふうに思っておりますので、ぜひそこから当事者の方の声を吸い上げていただいて、そういうパイプ役になっていただいて、ここに持ってきていただきたいというふうに思っています。

そういう意味では、昨年度、実態調査を行いました。量的な調査と、それから質的調査ということで、質的調査は知的に障害のある方の調査をいたしました。私のゼミの4

年生の学生がかかわらせていただいて、実態調査をさせていただいて、そのことも後で説明をしたいと思っておりますけれども、ぜひそういう意味で皆様が吸い上げていただきたい、そして忌憚のない意見をここで言っていただきたいというふうに思っています。

もう一つは、この行政の計画というのは、ある意味で特徴があって、多分いろいろ話し合っていくと、何でもかんでもいろんな多く出てしまうと思うんですが、行政の計画の中に何を落とし込んでいくのかということがすごく大切なポイントになるわけです。それ以外にやはり区民と一緒に考えなければいけないであるとか、ネットワークをつくらなければいけないことだと、こういう法律に基づいたものと、そうでないものが出てくると思うんです。そういった意味では、それをきちんと分けていくという整理もしていく必要があるのではないかなと思っています。

最後に、22日の、親会の地域福祉推進協議会の中での意見ですけれども、もう総合計画でありますので、障害、高齢あるいは子ども、こういうことそれぞれ三つの計画がそれぞれ計画をされていくわけですけれども、やはり高齢の問題と子どもの問題と障害の問題はリンクしていますので、ですから、そこはどういうふうにリンクさせていくのかということも非常に大切だと思っています。そういう意味では、ぜひ皆様の意見ということをよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

障害福祉課長：ありがとうございました。

それでは、今年度の初めての会でもございますので、委員の皆様のご自己紹介もいただきたいと思ひます。その際にはぜひマイクをとと思ひますが、マイクを使いなれている方もいらっしゃるかと思ひますけれども、初めての方もということで、目の前にありますこのマイクの、下のほうにあるしゃべっているような絵がついているボタンを押しますとマイクがつかます。またもう一度押しますと消えるという仕組みになっておりますので、どうぞご利用ください。

それでは、順番ですけれども、齊田委員のほうからお願いできればと思ひます。

齊田委員：文身連会長の齊田宗一です。よろしくお願ひいたします。

猿渡委員：公募委員でスタジオIL文京という、障害を持っている人たちの自立支援センターのスタッフをやっています。権利条約批准で2月19日発行という形で、昨日、おとともDPAの絡みがあったんですが、権利条約に沿った障害者計画の改定だとか、今、自立支援協の権利擁護部会に当事者がいないというところもありますので、それぞれの政策を総合的に考えながら、よりよい文京区をつくらしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

天野委員：文身連、文京区心身障害者連合会から参りました視覚障害者の天野亨と申します。盲導犬と一緒に伺っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

山口委員：文京区知的障害者（児）の明日を創る会の副会長をしております山口恵子です。東京ジョブコーチもしております。よろしくお願ひいたします。

伊藤委員：文京区家族会の伊藤明子でございます。よろしくお願ひいたします。

江澤委員：社会福祉法人文京槐の会の江澤と申します。法人の事業といたしましては、知的障害、それから身体に障害のある方たちの通所施設、それから居宅支援、そして相談事業などを実施しております。よろしくお願ひします。

古市委員：文京区特別支援学級連絡協議会の古市と申します。比較的若くはないんですけれども、若い世代かなと思ひます。子育て世代です。息子は小学生で、支援学級に通っ

ておりますが、そういう学齢期の子どもを持つ親の意見の代表として、この会でいろいろ具体的な提案をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

秋田谷委員：文京福祉センター幼児部父母会の秋田谷徳子と申します。こういった場所は初めてで、大変緊張しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

清野委員：株式会社A. v e r 就労移行支援事業所リバーサルの清野と申します。3障害を対象とした就労移行をやっております。よろしくお願ひいたします。

障害福祉課長：皆様、ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、こちら側に座っておりますのが幹事及び事務局ですので、こちらの自己紹介もさせていただきます。

(幹事及び事務局 自己紹介省略)

障害福祉課長：それでは、今年度、この幹事及び事務局でこの会を運営させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これから障害者部会に入ってまいります。

藤田部長はここで失礼させていただきます。

それから、会の進行につきましては、高山部会長にお任せしたいと思います。

では、高山部会長、よろしくお願ひいたします。

高山部会長：それでは、早速と思っております。最初に、事務局からの連絡事項ということでお願ひいたします。

障害福祉課長：本日のまず委員の出欠状況でございますけれども、特に事前のご連絡はございませんけれども、溝畑委員がこれからいらっしゃるかと思っております。

次に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りいたしました資料ですけれども、お手元にあるかご確認をお願ひいたします。

まず、次第でございます。

それから、資料が資料第1号から続いて第7号まで、第6号は実態・意向調査の概要版になっている冊子になっております。資料第7号は検討の予定という1枚の紙になってございます。

それから、委員会の設置要綱が事前に送られておりますけれども、本日、席上のほうに同じようなものがございます。実は、これ25年12月に要綱改正がございましたので、新しいものを本日、席上のほうで配らせていただいております。変更点のほうは委員の指名に関する地域包括ケア推進委員会で高齢者部会の関係にかかわる部分の変更でございますので、本部会には特に変更点はかかわってございません。

それから、席上の配付資料のご説明を申し上げます。

まずは、その要綱の新しいものがございますが、もう一部、会議の運用というものがございます。こちらのほうは会議の公開、あるいは傍聴の方々に関するものがございますが、裏の2ページのほうをご覧ください。

確認させていただきます。会議の記録の取り扱いですけれども、この会議の記録は発言者のお名前を表記した要点記録方式とさせていただきます。発言内容、その他について抽出したものであるということになります。また、その内容については、皆様ご発言された方々全員にその内容の確認を得た後に、区の行政情報センターに行政資料として配架するとともに、区のホームページで掲載し、公開いたします。この点ご了承ください。

と思います。

7番のほうをご覧ください。委員の代理出席の件です。代理出席は原則としては認めないということになっておりますけれども、団体推薦による委員の方がやむを得ない事情によって会議に今回出席できないような場合が生じたとき、それはあらかじめそういったご事情の申し出がありましたら、代理出席は認めますということになりますので、そういった場合については、ご検討いただければと思います。その他についてはご確認をお願いいたします。

資料については以上でございます。

高山部会長：資料等大丈夫でしょうか。

それでは、本日の予定についてよろしくをお願いいたします。

障害福祉課長：本日の予定ですけれども、次第をご覧くださいませ。

本日の議題、5番と6番ですけれども、本日大きなテーマは議題の新しい計画についてということですが、その前に近年の国の動向ということで、障害者施策に関して簡単にご説明申し上げまして、その後、地域福祉計画の策定についてということで、その位置づけ、それから先ほどお話にありました実態・意向調査、これは1月にもお話があったようなんですが、もう一度確認をとということをしていただければと思っております。

また、その後、今年度の委員会の予定についてもご案内をしたいと思います。
以上です。

高山部会長：それでは、本日の議題に入っていきたいと思っております。

第1回目ですので、この計画の位置づけであるとか、その背景であるとか、そういうことの説明が主になると思っておりますけれども、ぜひ質問等をしていただきたいと思います。

それでは、議題の前に、障害者施策における近年の動向について、説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、資料第1号をご覧ください。障害者施策における近年の国の動向ということで、さかのぼっての平成18年からですけれども、このときにいわゆる障害者自立支援法が施行されております。これは地域生活の就労を進めて一元的に提供する仕組みということで、それまでの流れが大きくここで一つ変わってきているというものでございます。

その後、バリアフリー新法、それから学校教育法の施行。これは、障害児の教育の充実ということで、学校教育法等にかかわってくる部分、このあたりはかなりその後も大きく障害をお持ちのお子様についての対応がいろいろ検討され、整理されてきたものの一つのきっかけとなったものかと思っております。

それから、先ほどお話が出ておりました障害者権利条約、それには平成19年の9月に署名を行って、昨年12月に批准されたというものでございますが、この中で「障害者の人権や基本的自由の共有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための」という目的を持ったものとなっております。これがこれからの大きな流れの一つの大きな考え方になる基本だということになります。

そして、平成21年4月には障害者雇用促進法が施行され、これは改正になりますが施行されました。

そして、21年12月には新制度がありましたが、その後のさらに集中的な改革を行うた

めということで、障害者制度改革推進本部が設置されました。この中で国内法の整備を検討されたということになり、その後、総合支援法という形で制定されてきているというその部分になります。

平成24年10月、障害者虐待防止法が施行されております。裏に行きまして、ちょっとここは24年と23年が少し前後して申しわけございません。23年8月には合意的配慮を追加した障害者基本法が施行されております。これは一部改正になっております。そして、25年4月、ここで障害者総合支援法の施行と。ここでの大きな違いといいますか、変わった部分として説明は、下の3行になりますけれども、障害者・児の範囲について、「制度の谷間」を埋めるべく、新たに難病等が加わりました。また、障害者に対する支援では、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加と、そういったものが内容的に変更されたものになります。

平成25年4月、同じ時期ですけれども、障害者の法定雇用率の引き上げということで、それまで長らくなったものが、ここでさらに率を上げるという形で、民間企業については2%に、公共団体は2.3%、そういった形で全体として雇用率の引き上げがあったものです。

次に、平成25年12月障害者権利条約への批准が行われました。

あとの二つについては、これからの予定ですけれども、既に成立しており、施行されるのはこれからということで、大体3年弱かかっておりますが、平成28年には障害者雇用促進法が改正されると。ここにおきましては、2行目の後ろのほうから説明させていただきますが、障害者に対する合理的配慮の提供義務、苦情処理、紛争解決、援助など、そういったものが定められるというものになります。さらに、同じ28年4月には、障害者差別解消法が施行されるという予定になっております。

参考として、下のほうには23年3月、ここで3.11の東日本の大震災がございました。そのときの障害者の方がいろんなこの状況の中で、一般の方に比べてやはり被害が多かったということがございましたので、追記させていただいております。

資料についての説明は以上です。

高山部会長：説明ありがとうございました。何かご質問等ありますでしょうか。いかがでしょうか。これも非常に目まぐるしいんですけれども、この計画は27、28、29ですよ。ということになりますから、新しく法律が制度化された差別解消法の問題なんかもいろいろ考えなければいけない問題が出てくるかなと思いますし、それから、東日本大震災での障害の方が受けられた影響ってすごくあって、防災の問題なんかも多分取り上げなければいけないのではないかなというふうに、こういう施策の動きが見えてくるのではないかなと思いました。

ほかには何か、よろしいですか。よろしいですかね。

(なし)

高山部会長：では、議題に移ります。

議題の1です。新たな地域福祉保健計画の策定について、これも事務局より説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、資料第2号の新たな地域福祉保健計画の策定についてご説明申し上げます。

こちらは、22日の会議に出られた方は2回目になるかもしれませんが、基本ですので、もう一度ご説明させていただきます。本部会では、障害福祉計画を策定していくことになりすけれども、文京区地域福祉推進協議会におきましては、文京区の福祉の推進のための地域福祉推進計画をつくっていくということになります。その中のどんな計画があるかということについて、先ほど部長のほうからもご説明しましたが、資料第2号の2番目のところをご覧ください。

その右側に計画名として、子育て支援計画、高齢者・介護保険事業計画、そしてこの部会の障害者計画、保健医療計画、そして地域福祉保健の推進計画、この5本の計画を立ててまいります。それぞれの根拠法令というのがございますが、それが真ん中に書いてある内容となっております。障害福祉計画に関しましては、二つの法律が根拠になっているというものでございます。

それを図示したものが3ページの下の部分、このような形で一番右にございます地域福祉保健の推進計画というものが全体に通じる課題も含めて書いていくというようなものとなっております。その中の一つの柱としての障害者計画があるということでございます。

2ページ目をご覧ください。本計画の計画期間というのが、平成27年度から29年度までの3カ年となりますけれども、それぞれの計画においては、根拠法により計画の年度に幾らか差がございます。子育て支援計画は同じく今年度策定いたしますが5年間、保健医療計画は既に25年度からの5年間計画がございます。そういった形ではありますが、全体としてこういうふうな組み合わせ、障害者計画は来年度からの3年間の計画になるということでございます。

検討体制ですけれども、5ページをご覧ください。

皆様が所属されるこの会が、障害者部会ということございまして、そのほかに横にございますような子ども部会ですとか、高齢者・介護保険部会、そういった各部会がございまして、それを全体としてまとめていく総合的な検討を行うところとして、地域福祉推進協議会というものがございます。ただ、これは最終的には区長を本部長とする地域福祉推進本部というところで決定していくというもの、それをさらに議会にも諮っていくこととなります。あるいは、区民の方々へのご意見も聞きながらということで決定していくというものになります。

策定のスケジュールですけれども、4月から検討を開始いたしまして、6月、9月、11月の議会に報告をしております。11月には中間のまとめという形でまとめまして、それをもとに区民の方々のご意見をお聞きいたします。パブリックコメントという形でお聞きします。そして、それを踏まえて最終的な中身を固めていき、3月に計画を策定すると、このようなスケジュールで進めてまいります。

6ページをご覧ください。別紙と書いてありますところの基本理念ですけれども、これは地域福祉計画全体にかかわる理念ということで読み上げさせていただきますが、人間性の尊重、自立の支援、支え合い認め合う地域社会の実現、健康の保持・増進、区民参画及び協働の推進、男女平等参画の推進。これを理念の柱として計画を考えてまいります。また、基本的な目標として、「だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します」、そして、「だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え

合う地域社会を目指します」。この目標に沿ってそれぞれの計画を検討し、策定していくということになります。

説明は以上です。

高山部会長：ありがとうございました。

今のご説明のところで何かご質問等があればと思いますが、いかがでしょうか。

古市委員：連絡協議会の古市です。今日、こちらに初めて参加させていただきまして、この会の意義というものが大まかに把握できたんですけれども、昨日実は子ども・子育て会議というものがありまして、傍聴に伺ってまいりました。私どもの子どもも障害はあるにしても子育てをしているというのには変わりはないで、文京区において一人の子どもであるということは変わらないわけで、障害を持っていたとしても、区民の一人としても変わらない。区民として、子どもとしての施策の中に、障害を持つ子どもの視点というのが欠けているのではないかなというのを感じて帰りました。

というものも、委員の一人が同じ連絡協議会から出ているんですけれども、子ども・子育て会議の中で事業計画というものがありまして、その中に障害を持つ子どもに対してもいろいろデイサービスであるとか、一時預かりであるとか、そういう施策があるんですけれども、そういう文言が一切入ってこないんです。「それはおかしいのではないですか」というところで提案をされました。しかしながら、返答としましては、「それは障害のある方なので、障害者部会のほうで」というような返答だったかと思います。私の印象では。

今まではそうだったかなと思うんですけれども、これからはやはり障害者は障害者だけ、障害の路線だけに行くのではなくて、一般区民として、普通の子どもとしての子育ての中に障害者福祉サービスを受けることで、そういう地域の中で子育てがしたいという親の要求は非常に高いですので、障害を持つ子が、障害を持つという理由だけで場所を固定されることがないようにというふうな、そういうことを思って私もこの場で今後発言したなと思いますので、この場にきょう理事会のほう、幹事様のほうに子ども・子育て支援課ですとか、あとスポーツ振興課、これからパラリンピックとかありますけれども、スポーツ振興課とか、あと中高年の居場所対策も重要な課題なんですけれども、児童青少年課とか、そのあたりの関係者の方がいらっしゃるのには非常に残念だなと。この場を共有していただきたかったなというのをちょっと思ったところですので、発言させていただきました。

高山部会長：ありがとうございました。この件について何かございますか。

障害福祉課長：昨日の会議はこちらのほうもかなり重なって、ご発言の中には具体的には短期保護という制度もありますよという中に、お子様の利用されるサービスの中に書いていないことのご指摘がございました。ただ、説明のちょっと記憶が曖昧なところで申しわけないんですが、国が示したその中に入っていないのでというような説明がありましたが、ただ検討の中ではそれは十分くみ入れて考えていきたいと思いますというようなお答えをしたように記憶しているんですけれども、当然、実際に障害をお持ちのお子様地域の中で生活されていく中には、それは見落としとしてはいけない視点だと思っておりますし、そのように事務局も考えていると思います。

高山部会長：どうぞ。

教育センター所長：教育センター所長の宇民でございます。今のご説明に補足というこ

とで、きのうの子ども・子育て会議も私も出席しておりましたので、きのうの説明とい
いますのは、2種類の計画を立てていくと。その中には子育ての事業計画とそれを包括
する子育て支援計画、その二つを立てていく中で、事業計画のほうは国の規定に沿った
ものということで、その中には国のほうの指定された項目に障害者関係のものが含まれ
ていなかったということで、その表には盛り込めないということのご説明だったかと思
います。

ただ、それを包括する子育て支援計画のほうは、もっと幅広く子育てに関して障害を
持たれているお子さんのことについても含めて計画を立てていくというものになってお
りますので、その中で、今、委員ご指摘の部分等については盛り込まれていくものと思
えております。

古市委員：ありがとうございます。文京区の子育て理念の中には全ての子育て家庭が安
心して楽しく子育てできるようにということがありますので、私たちもその全ての中
に入っていると信じております。よろしく願いいたします。

高山部会長：これは子育てだけではなくて、高齢者も同じことが言えるわけでありまし
て、おとといの親会でも私はこの四つの部会が具体的にどういうふうに連携をとって
いくことができるのかという発言をさせていただきました。

多分、このプロセスの中で、特に幹事の方に考えていただきたいのは、そこら辺の共
通することに関して、どういう形かわかりませんが、何か一緒に考える機会であるとか、
あるいはそういうことが必要なのではないかという感じがいたしましたので、そこら
辺のところを課題としてよろしく願いしたいと思えます。

ほかにはよろしいでしょうか。どうぞ。

佐藤委員：明日を創る会の佐藤です。委員として結構何回も参加させていただいて、計
画にもかかわっていますが、いつも思いますのは、基本理念とか基本目標というのは大
変いいものが書かれておりますが、実際にそうだろうかという部分が計画の中できちん
と実績を踏まえた、前年度3年間の計画が本当に実施されたのかどうかということ踏
まえた上での計画にさせていただきたいというのが私は前から申し上げているんです
が、何か計画倒れになっているような感じがしないではありません。

ですから、私はもう一回やはりそういうことを申し上げながら、今、危機的な障害者
の環境が、本当に文京区の中で住みなれた地域で生かされるのかということが、子ども
にしても、障害者の成人部門にしても、高齢者にしても、生かされる、生きるという部
分が今、本当に危うくなってきていますので、その部分をきちんと把握した上での計画
ということを、これから皆さんとしていっていただきたいなというふうに思っています
ので、よろしく願いいたします。

高山部会長：ありがとうございます。そのとおりですね。計画というのは、完全に計
画が行われるかどうかはまた別問題なんですけれども、しっかりそこら辺は精査しなが
らということになるかと思えますので、ということでもよろしいですよ。

猿渡委員：今回、今年で2期目なんですけれども、権利条約絡みではないんですが、例え
ば自立支援障害者計画の自立支援協議会の中の権利擁護部会に当事者がいないというこ
ととか、あと、この親会に関しても、すごい例えば今回は難病の方たちが対象に入っ
たりとか、いろいろ発達障害もすごく今、お子さんたちに増えているし、私も発達障害を
含めているんですけれども、例えば、知的障害の当事者の方とか、自立支援協議会の中

の当事者部会というところにはいるんですけれども、実際問題、例えば知的障害を持っている成人の方、通所施設に通われている方とか、難病の方とか、身体も皆さんそれぞれ齊田会長と私は障害が違うし、そういう点で権利条約があるから例えば過半数とかではなくて、やっぱり文京区はすごい地域によって差もあると思うんですね。その中でやっぱりこういうふうにつくってきたというところを、例えば、シンポジウムを前はやったんです。シンポジウムを開いて市民、区民の方にわかっていただくとか、もっとどういうふうにはほかの部会とのこととか、例えば本当に区がやっている幼保連絡会かなにか、障害児関係のところにも、やっぱり障害を持っている人が入っていないんですよ。そういう今回の新しい教育センターのことにしても、新しい福祉センターのことにしても、当事者である我々が入っていないという部分はすごく大きいので、どのような形で本当にこの会議を傍聴は来てくれている方とかもいるんですけれども、やっぱりもっと開かれた会議にして、どういうふうに本当に少子高齢化とかの中でフォーマルとか、インフォーマルをどういうふうに使っていきながらつながっていくかというのは大事ななと思います。

高山部会長：ありがとうございます。この件に何かございますか。そういう意味では、自立支援協議会の中に昨年当事者部会というものを発足しました。これは多分、23区の中で初めてだと思います。それから、権利擁護部会にも今、当事者の方の参加が多分、今年度からあると思います。ですから、この3年間くらいの間には多くの当事者の方々が参画をしているというのは事実です。ですから、またそれはもっと推進しなければいけないというのは猿渡委員のことでもありますよね。そういう意味ではぜひ先ほど言いましたように、それぞれの領域、あるいは団体から皆さんが集まっておられますので、ぜひそこら辺の声をここに持ってきていただきたいんです。

また、いろんな企画もそれぞれの団体があって、団体がやっていただきたいと僕は思います。区がやるということではなくて、もっともっとそういう連携を深めていただいてやっていただくということも非常に大事だと思いますので、そういうこともぜひ情報を教えていただきたいなと思います。

何かあれば。

障害福祉課長：自立支援協議会については、高山先生にもかかわっていただいておりますし、その形で検討して、再度組織等についても検討が必要かと思っております。

また、先ほど佐藤委員のおっしゃっていましたが過去をどう検証し、それをもとに積み上げていくか。そして、次の3年間何を整備していくべきかについては、実績等も踏まえ、その検証もできるだけお示しできるようにしていきたいと思っております。

また、いろんな方に知っていただくこと、それから障害のある方だけがというよりも、やはり地域ということが多分これからキーワードになるんだと思います。地域の中でいろんな方がいて、いろんな人がいろんな形で都会の中ですから、田舎とは違うのかもしれませんが、文京区という地域の中でいろんな人が多分新しいコミュニティの再生も含めたつながりをどうつくっていくかということのその具体的な方法をこれから進めなければいけないのかなと思いました。

高山部会長：ほかにはよろしいでしょうか。どうでしょうか。はい、どうぞ。

柴崎委員：民生委員です。ちょっと視点が違うかもしれませんが、民生委員の中の事例の中には、高齢になった親と精神障害を持ったお子さんの家族がいると、今まで微妙な

バランスで二人とも何とかやってきたのが、高齢のお母様なり、お父様なりが病気なりで立ち行かなくなると、お二人とも一遍に立ち行かなくなっていくというケースが最近よく多く見られるので、その辺のところを何か包括的に見ていただけるようなことを考えていきたいなと思っております。

高山部会長：これもよく言われることですね。どうぞ。

障害福祉課長：確かに昨年度まで高齢福祉課長をやっておりましたので、本当に柴崎委員がおっしゃったとおりのことがかなり多かったです。以前にも増しても増えてきているのかなと思います。そして、22日の全体の親会のほうでも先生方がおっしゃっていただいた「地域包括ケア」という言葉は、今は高齢、福祉においてかなり大きなテーマになってきておりますけれども、この概念というのは高齢だけではないよねと。これは、将来的には高齢者の方も、障害の方も、そしてお子様の育ちを含めても地域で包括的にと、そういう形で進めるべき課題だろうということです。ただ、実際高齢だけでも本当に大変なことも多いんですが、将来に見据えるものはそれだろうという感じを持っております。

高山部会長：虐待の問題もそうですし、複合的な問題が絡み合っていますから、これは支援のあり方みたいな、現場レベルですね。そういう意味ではいかがですか、支援のところで江澤委員、あるいは安達委員あたり、今のところで何かあれば。

江澤委員：今、ご存じの方も多いと思いますけれども、私どもの法人の中で新たな施設建設をしようということで、施設コンフリクトをやっています。そういった事象に合うと、やっぱり我々の日々の支援がどれだけ地域の中で生きているかということをしごく痛感するんです。

先ほどの古市委員の方からもお話がありましたけれども、やっぱり子どもは子どもの中でというようなところの発想ができていないと、やっぱり身近に障害がある方と接する機会がなかったりとか、そういった弊害が大きくなっているということも考えると、やっぱり総合的な地域づくりというところの力の入れ方はすごく重要だなというふうに思っています。

何か事があってから啓発運動といっても、これはそんな泥沼をやっている、なかなか思うように事は進捗していかない、ぜひそういった部分でも計画だけがあって、全体的な、包括的な支援に、地域のつくり方になっていかないということがないように、私たちも微力ながらお手伝いできればなというふうには思っていますので、よろしく願いいたします。

安達委員：あせび会支援センターの安達です。精神障害者の支援をしていると、今、民生委員の方のお話があったそのとおりで、高齢になって精神障害者の方が実は虐待をしていたりとか、そういう問題は目の当たりにすることが非常に多いのが今、現実いろいろ起きているかなというふうに思っております。

やっぱり件数というか、そういう方々、だんだん親御さんが高齢化して行って、そういう問題が、外からだ余り見えなかったものがだんだん見えてきて、今、そういう件数が増えてきているという状況かなというところで、高齢福祉課と、やっぱり障害、特に精神障害者の部署って、連携して合同でやっていかなかったら、もうどうしようもない状態だろうなというふうにはずっと思っている状況なので、要するに障害の種類というよりも、どうやってその家族をちゃんと支援できるかという、その包括的なや

っぱり支援を本当に急いでやっついていかないと、とんでもないことになるな、もうなっているなというふうに思っている状況ですかね。なので、そういうやっぱり仕組みというのを急いでつくっていく。それはやっぱりこの団体側というか、民間の側も、行政の側もやっぱり努力をしていって枠組みをつくっていくかといけないなというふうに思っております。

あと、やっぱりその地域、地域の中でも、でも関係性がやっぱり薄れていって、地域力というんですか、それぞれがお互いに支え合う力というのは、やっぱり昔から比べて薄まっているのかなというあたりでは、社会福祉協議会が地域力を高めるためのコーディネーターをまず設置をして、今、モデル的に何カ所かでやっているかと思うんです、地域力を高めて。その中でやっぱり支援の必要な人、浮き上がってしまっている人をどういうふうに支援していくかということをやっているかと思うんですけれども、そういう動きがとても大事だな、なんて思っております。

そういう中では、社協の方って入っているんですけど。あと、親会の福祉推進、親会のほうにも入っていました、入っていないんですよ。

あれってすごい落ちている話なのではないかなとは思って、実はちょっとかなり中核を本来担わなければいけない部署なのかなんていうふうに思っているんですけども、ちょっとそのことも含めて。

高山部会長：ありがとうございます。

障害福祉課長：社会福祉協議会の方については、親会には入っていらして、そしてまた高齢者部会のほうに委員としては入っていらっしゃいますが、この部会にはいらっしゃらない、入っていただいているということですね。

高山部会長：今日最初ですので、皆様のご関心ある、あるいはご領域のところでいろいろ話をさせていただいて結構ですので、いかがでしょうか。どうぞ、天野委員。

天野委員：視覚障害者の天野亨です。障害者総合支援法で認められております同行援護や、あるいは移動支援という制度がありまして、私たちの誘導をガイドをしてくださるというそういう制度なんですけど、この時間数がこれが介護保険のほうに移行しますとがくっと減ってしまうんですね。ですから、急に65歳を迎えた途端に、今までの生活の維持ができにくくなるというような現状もありますので、このあたりにつきましても、包括的に伺いいただけると、一緒に考えさせていただけるとありがたいなというふうに思っております。

以上です。

高山部会長：ここは重要なテーマですね。制度の問題ですね。制度のはざまの中にあって、継続的な生活ができなくなるというのはおかしいことでもありますから、これは国の制度の問題にもつながってきますけれども、それはもうずっと言われていることなので、何か考えなければいけないと思いますね。

どうぞ。

古市委員：すみません、今の天野委員の発言を受けてちょっと気づいたことがあります。私どもも学齢期になりますと育成室と言いまして、働いているお母さんのための子どもの放課後ですね、預かりがあるんですけども、それが中学校になるとなくなるんです。育成室というものがなくなります。そうしますと、中学校に入りますと、働いているお母さんたちはどうすればよろしいんでしょうかね。子どもの預かりというのが、

子どもの預かりというのは変な言い方なんですけれども、小中高生の居場所というものが急に狭められてくる。「JOY」や「ステップ」がありますけれども、それももう定員がいっぱいで預かってもらえない。もしくは就労が継続は困難という状態が今、浮き上がっておりますので、育成室というところが今、65歳でサービスの額がぐんと減るとおっしゃっていましたが、13歳を迎えると育成室というものがなくなってしまうということもサービスの中で抜けているのではないかなと思います。

あと、子育て全般におきましても、やっぱり一昔前は障害を持った親が就労するというような発想がない時代もあったかもしれませんが、今、親御さんたちみんな共働きが多くて、保育園も必死で探して、幼稚園のほうも、小学校も育成に入れてという方が多いんですけれども、やっぱり子育てと仕事の両立というのは、これからも必要でありまして、子どもをいかに通常の子もたちと同じような教育の機会を保障されて、成長を保障されて、そういう子育ても楽しめるというような、そんな地域に、文京区になってほしいなと思いますので、これからよろしくお願いいたします。

高山部会長：ありがとうございます。何か今ので。

障害福祉課長：中高生の方の放課後の部分、確かに「JOY」や「ステップ」ということで、定員が合計十数名なんですけど、ご存じかと思いますが、来年度4月には新福祉センターが開設されます。その中で放課後等デイサービス、そこでは20名ということになります。どういった形でそれが機能していったら、それでもまだ十分需要に応えられないのかどうか、そのあたり、実際に開設しながらその中でも考えていきたいと思っております。

佐久間委員：公募委員の佐久間です。私は当事者でない立場で、先ほど一つ前の話題なんですけれども、親が高齢化して障害のあるお子さんの家庭のいろいろな内在していた問題が顕在化してきたというお話だったんですが、顕在化する前の問題を潜在的な問題というのも一つ掘り出す何か手段が必要でないかというふうに思っております。

高山部会長：そこもやっぱり精査していかなければいけないかもしれませんね。顕在化している前の潜在化していた問題というのは、基本的には施策だとか、制度だとか、そういうやはりひずみの問題がありますよね。ですから、それをどういうふうに変えていくかということになりますよね。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

猿渡委員：例えば、放課後デイとかも槐さんとかいろいろあったり、例えば、今、小石川四丁目で反対運動が起こっていて、それにはちょっと私もかかわってはいるんですけれども、もともとの優生思想とかそういうところ、今も尊厳死法案の絡みで、私たちは反対運動をしているんですけれども、やっぱり生きること自体の生きづらさと、ずっと以前、相模原にいたときも、社協の計画とかもいたんですけれども、地域の希薄化と、あとやっぱり見えてこない、今だったら難病のはざまの問題とかもありまして、そういう人たちをどういうふうに地域の中に戻していくかという点だと、本当に育成室に関しては多分小学校6年生までは行けるんですけれども、学齢期、中学校以上になったときにやっぱり使いづらかったり、あとは本当にファミリーサポート事業、社協が委託で受けているものを使うとか、そういうふうなものをもっと拡大されて、あと社協の招致活動としては駒込に「こまじいのうち」というのがありまして、今、小学校3年生くらいまでの低学年の子は金曜日なんですけれども、「こまじい」のほうに来て、学習をやっ

た後に遊びみたいな形はありますね。

ただ、本当に例えば高齢者とかのいきいきサロンとか、そういうところの高齢者のいきいきだったり、世代間の交流というのが多分すごく少なくなっていると思うんです。私は障害を持っている、脳性麻痺とADHDと両方を持っていて、子どもが2人いて、僕は小学校、中学校は普通校で、あと支援学校でという中では、小さいときから必要なお子さん、今は発達のほうがすごくあるので、すごく見えない障害の子たちも増えていく中で、やっぱり地域がもともと障害を持っている人とどうやってかかわってきたのかという部分では、すごい今回も反対運動とかも起こったり、たびたびやっぱり文京区のほうはある中で、なかなか子どもたちを地域に出していけないという実情もあるのかなという点では、本当にシームレスな支援、今、個別支援ファイルをつくるとか、いろいろあると思うんですけれども、生まれてからある程度大人になるまで年齢で制度を区切るのではなくて、私たちだったら障害者の65歳問題というのがあって、65になると介護保険優先適用というのが残っているのです、そっちの足りない分を総合支援法の横出しという形になるんですけれども、やっぱり障害を持っている私たちって、ずっとお母さんたちはお母さんで変わらないし、私たちは児童福祉法から身体障害者福祉法に行つて、介護保険法とかに変わっていくという点でも、すごい年齢とか行く場所によって全部支援が切れていく。そういうふうな状況だとやっぱりうまくいかないなというのと、やっぱりあと精神の方とかに関しては、それぞれ地域活動センターとかはあるんですけれども、保健と医療、保健医療と福祉というつながりの中で、私が以前いた区では、精神障害とか、知的障害を持っている人の親御さんとか、おばあちゃんによる殺害が続いてあったので、精神の人たちも福祉事務所で一括で精神、知的、身体という形で、そういうふうな相談窓口ができたとかもしているのです、どういうふうに福祉事務所の中のこととか、例えば、保健所との連携とか、あと学校の関係とか、うまくつながっていくような方策を一生懸命考えていかないと、やっぱり結局、親だったり、当事者の人たちはたらい回し、私たちは専門ではないからたらい回しにあたりすると、やっぱりどういうふうに障害を持っているお子さんを育てていったらいいのかとか、そういう問題も多分いっぱい出てくると思うんです。そういう点では今回、条約とかの批准だけではなくて、やっぱり文京区だからこういうものができたというのはつくっていったらいいのかなと思います。

高山部会長：ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。雇用促進法が改正されますけれども、そういう意味では効用率も引き上げられましたけれども、精神障害の方も入ってきますよね。それから、いわゆる雇用のところの紛争だとか、こういうことに関しても取り上げられなければいけなくなると思いますので、ちょっと雇用関係ではいかがでしょうか。

山口委員はジョブコーチをやっておられると言っておられましたけれども、何か。

山口委員：障害者の雇用はすごく二極化しておりまして、今、進んでいるのはやっぱり大企業で雇用率アップの分の雇用が進んでいるという状況です。やはり中小企業の場合だと、企業の中に支援ができる人材がいなかったりとか、あと経済情勢がやっぱり不透明というところがあって、お金を払ってでも雇用はできないというような事情がありますね。

私は文京区内については、支援を担う人材の育成がすごく遅れているというふうに思っています。就労支援については、近年は近辺の区の施設にお世話になる方が多くて、

本当に区内に就労移行支援の事業所がすごく少ないということも感じています。

以上です。

高山部会長：就労支援の事業が少ないと言っていますけれども、清野委員、どうですか？

清野委員：就労移行支援事業所リバーサルの清野です。

ほかの皆さんも文京区の方もそれ以外もそうなんですけど、就労移行という制度自体知らない方が多いので、そういった面でもうちの会社は株式会社で、福祉の人間と一般企業出身の者がいるんですけど、やっぱり一般企業出身の者は、先ほども出た雇用という面に対して、障害者という偏見がすごい多くて、雇用するにもどう接していいかわからないとか、そういうのが多いので、うちのスタッフでも、もとの会社のつながりですとか、そういった面で障害を持っている方でもちゃんと働けるし、就労移行などの支援施設を挟むとサポートもできますのでという感じの広報活動というか、そういうことも行っています。半数以上が精神の方なんですけど、一応3障害で受け入れています。

高山部会長：ありがとうございます。ほかに。どうぞ、天野委員。

天野委員：天野です。視覚障害に関してもなかなか就職先というものがなくて、あんまり、灸と言われる両方をなりわいとしているものが多いのですけれども、それ以外の仕事と言いますと、なかなかこれというものが今ありません。

公務員になっている者が意外と多いのですけれども、なかなか区市町村のレベルでの公務員試験の点字受験ということが認められているという話を余り聞いたことがありません。文京区に関しても私はそういう経過、そういうことがなされたというふうに聞いたことがございませんので、ぜひ文京区においても、まずは区の公務員として視覚障害者を雇用するための点字試験の受験を認めていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

高山部会長：ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員：今、就労のことについて出ましたけれども、就労の環境というのはかなり虐待ともつながって、やはり会社でいろんな問題があったときに、もう家に入りっ放しというのがもう何年も続いて出られないという状態が続いているというのが本当に現状なんです。ですから、そこをどういうふうに打破していけるのかなというのが私たち仲間のうちでは大変大きな課題です。これからもそういう人たちを救っていかなければいけないというふうに私は考えているんですが、いい方法があったら教えていただきたいし、計画に盛り込めるのかどうか、それはちょっと疑問かなとは思いますが、本当にサポート体制ができていないというのが現状です。

それから、本当に親も子も深刻で、何年も何年もお家にこもっているという方が何人もいらっしゃるの、そのあたりが障害者計画に盛り込めるかどうかわかりませんが、そういう人たちがいらっしゃるということもちょっと覚えておいていただきたいと思います。

高山部会長：ありがとうございます。基本的に就労の問題というのは、家族支援なんです。就労だけではなくて、家族支援というか、全体の生活の中の支援なので、そういう考えに今なっていないんですね。ですから、今、いろんな方がいろんな課題を提案、提示してくれましたけれども、これ全部生活の全般の支援の中の家族支援なんですよね。

ここら辺のところは計画にどう落とし込めるのかというのは、なかなか難しいですけども、そういう意見を出していただいて、それは計画に落とし込めるものと、またそれがまた支援のあり方みたいところに提示できるものというふうにきちんと分けていくことがこれから必要になってくるかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ご発言ない方で、安東委員、いかがでしょうか。例えば、口腔ケアの問題って非常に重要だというふうに前から言われていますけれども、何かそこら辺でご意見があればと思ひます。

安東委員：これは最近歯科医師会のほうでも高齢化に伴う、いわゆる高齢化も、障害をお持ちの方も口腔管理、これが多分今まで余り表には出てこなかったもので、これからはそれに積極的に取り組んでいこうという流れにはなっています。

あと、在宅においても我々よく言われるんですが、歯科のほうは訪問とか、いわゆる在宅のほうでは来てもらえるんですかと、往診をしてお願ひできるんですかとよく言われるんですが、実際にもうどんどん進んできていますし、ですから、これから我々も積極的そういうのには取り組んでいく流れにはなっています。

高山部会長：ありがとうございます。

伊藤委員、いかがでしょうか。今までずっと聞いておられて何かあれば。

伊藤委員：先ほど親が高齢化してきて障害者等が動けない、うちもそうなんですけれども、引きこもってしまうと、もう外になんて一歩も出られなくなるんですね。食べることから何から全部朝から晩まで、もう年をとった親がふうふう言いながら面倒を見ているような今、状況なんですけれども、それで、そういうのが今増えてきているというのを聞くと、あしたのことみたいな気がして、すごく恐ろしくなったんですけれども、そういうのが親ごとやっぱり考えていただけるのがありがたいなと思っ、今、そうだよなと思っ聞いていたんですけれども、すみません。

高山部会長：ありがとうございます。そういうのは望月委員、あれですよ。練馬で相談支援事業所にかかわられているんですよ。サービス等利用計画みたいなのを立てられているんですよ。相談支援事業の立場から今の伊藤委員のお話も含めて何かご意見があればと思ひます。

望月委員：私はまだ2年目ですので、サービス等利用計画は立てられる立場にはないのですが、主に基本相談を受けております。

すみません、ちょっと話が飛ぶんですけども、10年前に民間の大手人材派遣の子会社で障害者の有料職業紹介業でコーディネーターをしておりまして、有料職業紹介となりますと、やはり企業が職安に行けば幾らでもとれる人よりはスペックの高い人を求める傾向が強いですね。やはり有料職業紹介になりますと、年収の3割くらいを成功報酬という形でもらうこととなりますので、その話ですとか、すみません、ちょっと断片的なんですけど、今、生活支援センターでやはり精神の方、知的の方もそうなんですけれども、親御さんが老いることで均衡が崩れて行き場がなくなってしまうと。そういったことを考えますと、やはり区内の空き家ですとか、あと国有地を利用してグループホームの数が文京に限らず圧倒的に足りないの、ぜひそういったつくっていくという計画を盛り込んでほしいと思ひます。

また、すみません、あと戻るんですが、就労支援については、やはりコーディネータ

一をしていた時分、幾らご本人がよくても、家庭の支援力が低いとどうしても紹介できないという事例が多くありました。福祉的就労になりますと、若干事情は変わるんですが、そこでもやはり支援力が低いということになったときに、結局は世話人がいて、グループホームですとか、そういったところに移れば随分状況は変わるのではないかと
いう人を多く見てまいりました。

すみません、話がまとまらないんですが以上です。

高山部会長：ありがとうございました。ぜひ委員の方々の連携を深めていただいてというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、よろしい。どうぞ。

佐久間委員：佐久間です。今、グループホームの話が出たんですけれども、私のような立場の周りで最近よく聞かれるのは、これからグループホームをやると、とてももうかるといふ話を、高齢者に限るんですけれども、そうすると、そういうのに着手しようとしている人も見るんですが、そうすると、環境とかクオリティーがすごく低いものが多くなってくるんじゃないかな、この先多くなるんじゃないかなと私はちょっと危惧を抱いていまして、数を増やすだけではなくて、質というのもすごく大事になってくると思いますので。

高山部会長：そうなんですよね。質をチェックしていくところが曖昧なんです。第三者評価とかいろいろありますけれども、それが生かされていない部分が多いですね、確かにね。

障害の分野はグループホームを建てても全然赤字になりますね。ということになりますけどね。もうかればやる。

猿渡委員：グループホームだとか、ケアホームという部分でもすごく大きいんですけれども、ちょっと私が前に相模原にいたときは、当事者がケアつき住宅をつくって運営していたんです。文京区の前回の計画にしても、文京区は住宅サービスが福祉部においてきたというのもあるんですが、例えば根津一丁目の住宅しか今はなくて、今後、住宅課のほうにどうするんですかという話をしたら文京はつくらない。都市整備局のほうも都営住宅ないし都民住宅という部分で、文京区の中で障害を持っている方が入れるところがあるかと聞くとそれをつくらないと言っています。

基本的にやっぱりさっき話も出たんですけれども、僕も例えば今回、文京区のいろんな地活の跡地とかに老人ホームをつくったりという計画はいっぱいあったり、職員住宅を防災住宅にするというのもあるんですけれども、文京区の障害者計画の中でグループホームだけなんです。そこから先をどうやって自立をさせていくのかという部分がすごく文京区は少なく、例えば、武蔵野市と国立市は、障害を持っている方が住むときに1万円補助を出しているんです。身体の人たちに関してはぎりぎり補助金があれば生活できたりという中であるんですけれども、他障害に関してはやっぱり厳しかったり、私たちがずっと議会とかのほうに、あるいは中には障害を持っている方が住みにくいんです。家賃も高いし、文京は坂も多いし。そういう点ではすごく住みづらいので、助成金を出してほしいみたいなどころもあるんですけれども、そこはそういうことだったり、あと就職とかに関してだと、例えば、就職はある程度3年とか兼ねて、助成金の絡みがあって、3年とかで就職できたとしても、中で厳しかったりすると、やっぱり就労継続Bに來たりとか、もう一回就労移行に行ったりという部分が多分あると思うんですけど、

やっぱりなかなか一般企業のほうと福祉的就労の就労Aと一般企業の特例の違いとか、すごいそういうところもわからない人たちも多いんですね。なので、もっとあとは本当に中間の方たち、最近すごく重い人は医療的ケアの必要な形が特別支援の肢体不自由なんか特に増えていて、非常勤を配置をしたりとか、介助員制度、学校介護職員を入れたりするんですけど、どんどん重度化が進んでいく中で、肢体不自由だと今、2カ所しかないし、知的障害も本当に多分居場所が少なく、これから本当にどうやっていくんだろう。確かに精神の方たちも地域に出られる方はいいけど、出られない方たちも多分いっぱいいますよね。そうなったときに、どういうふうに連携したりとか、本当にやっていけばいいのかというのは、多分今回すごく話さなければいけない問題かなと思います。

高山部会長：次の議題もありますので、最後、秋田谷委員、ずっと聞いていていかがですか、ご感想含めて。

秋田谷委員：すみません、こういった場所は初めてなので、何を言っているのかわからないんですけども、幼児部父母会ということで、私の息子が5歳なんですけど、通っています福祉センターは、赤ちゃんから小学校就学前までのお子さんが通われているところなんですけども、やはり子どものときにどういったことが必要なのかとか、障害がまずあるか、ないか、それに自分の子どもがどういった障害であるのか、そういったこともまずわからない状態で、まず福祉センターに相談してみようということで入所される方が多いのかなと思います。

そういった中で、やはりこういった場所に今回来させていただいて、いろいろな方のご意見をいただきまして、将来のことについてですとか、これからのことについてとか、なかなか小さな子どもがいると考える機会が持てないんですけども、こういった機会にいろんなご意見をいただき、勉強をさせていただいているんですけども、こういったことを小さい子どもを持つお母さんやお父さんにもっとわかりやすく共有をしていける場がもっとたくさんあれば、将来についての不安ですとか、いろいろなこうしたほうがいいということが、もっとわかって安心して地域で暮らしていけるようになるのかなと思いますので、そういった皆さんいろんなお立場の方々のご意見をもっと広く伝えていただけたらなと思います。

高山部会長：ありがとうございます。今度新しくできるセンターの機能の中にそういうような具体的な取り組みみたいなのが入ってくるといいですね。

ありがとうございます。さまざまな意見を今日はありがとうございました。多分、今日いっぱい出ましたので、その中でいろんな計画に対するエッセンスが含まれていると思いますので、記録をもとにしながら精査をしていきたいと思います。ありがとうございました。

では、議題2に移りたいと思います。新たな障害者計画の施策について、説明をお願いしたいと思います。

障害福祉課長：はい、いろいろご意見ありがとうございました。

それでは、資料第3号と第4号に基づきましてのご説明ですが、まず第3号です。計画の位置付けは先ほどにもありましたけれども、今回の障害者計画につきましては二つの法律が根拠となっております。

一つが、障害者基本法に基づく、こちらは障害者計画と言われるものを策定しなさい

という、基本的な方向性を定めるものとなります。そしてもう一つ、障害福祉計画。これは、その方向性を具体的にどうしていくのかということを決めていく計画となります。これは障害者総合支援法が根拠となっております。文京区におきましては、この二つの計画を一体化させて、文京区、障害者計画としてつくっていくというものになります。方向性、そして具体策、この2点を押さえながらつくってまいります。

資料第4号です。こちらのほうは、現在の計画というのが平成24年度から26年度までのものがございます。これはその構成とその概要についてお示ししているものです。まず1番目の構成ですけれども、まず大枠は全体の地域福祉保健計画がどうなっているかという説明の後に、障害者にかかわる部分として構成がございます。その中の第4章にまず計画の目標ということでございまして、それがその下にあるところです。

ここにはノーマライゼーションや合理的配慮の考え方の浸透等々のことが書いてございますが、こういった中身について、そしてそれから10ページに体系というものがございまして、このときの現在の計画は、大きく五つの項目を設けて整理しております。

一つは、自立に向けた地域生活への支援という柱立ての中に中項目として7本。2番目として、相談支援と権利擁護の充実。3番目に、障害者が当たり前働ける就労支援。4番目として、子どもの育ちと家庭の安心への支援。5番目として、ひとにやさしいまちづくりの推進。この柱でやってきたところでございます。その中にいろいろな具体的なサービスのこともあったり、これからの考え方を示したりということで書かれているものです。皆様におきましては、今年度これを踏まえまして、新しく次年度以降の計画についてつくり上げていただくと、その作業にご意見をいただきたいと思っております。

資料3号、4号についての説明は以上です。

高山部会長：新たな障害者計画の策定についてという枠組みを今、説明いただきました。何かございますでしょうか。

(なし)

高山部会長：この枠組みもまたこの部会で検討していくということにもなろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後の議題であります、文京区の障害者・障害児の現状について、これも説明をお願いいたします。

障害福祉課長：続きまして、資料第5号と第6号ですが、第5号につきましては、本日、席上のほうで差しかえの資料をお出ししておりますので、そちらをご覧ください。

計画におきましては、事実としてどうなのかというところの一番これだけではないんですが、ここにおきましては、手帳の所持者数等の現状について資料をお出ししております。

一つは、身体障害者手帳の所持者数の推移ということでございます。この5年間の経緯ですけれども、平成21年、合計約4,500名、そして25年度末で4,650名ほどと、そういう流れになっております。

愛の手帳の所持者については、11ページの下になります。最重度の方はかなり少ないですが、そのほかについては割合同じような割合でいらっしゃるということですが、数としてはこの5年間で約80人の方が増えているということになります。

12ページをご覧ください。次は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数。こちらは身体

障害者手帳に比べましてかなり大きく伸びておりまして、平成21年度に比べますと65.8%の増加ということになっております。たしか前のほうの議事録等でもそれが話題になったようですが、就労等で手帳等をとられている方が増えているのではないかなどというのがございましたけれども、かなり増えているという状況になっております。

そして、難病の医療券の所持者の方ですけれども、これは2年分です。24年度が1,658名、そして25年度が1,707名という数になっております。

続きまして、13ページですけれども、こちらはちょっと字が見えにくくなっておりまして、見えやすい形のグラフになっております。これは25年度末の状況ですけれども、身体障害者の手帳をお持ちでいるお子様、障害児の方ですけれども、18歳未満ということではありますが、このような形、97名の方で、内訳はこうなっております。

そして、知的障害の手帳をお持ちの方、愛の手帳をお持ちの方ですが225名ということで、内訳はこのようになっています。

こういった数をも一つの現状として押さえつつ、次に資料第6号です。これは昨年度の実態意向調査の報告書ということで、昨年度も委員をお受けいただいた方々におきましては、既に冊子になる前のご報告をしているものです。重複するところもあるかと思いますが、かいつまんでご説明申し上げます。

まず、冊子、1ページを開けていただきますと、概要がございますけれども、今回、調査の組み立てとしましては、量的調査として6本立てになっております。身体障害者の方を対象とした調査、知的障害者の方を対象としたもの、精神障害者の方を対象としたもの、難病患者を対象としたもの、それから就学前のお子様の保護者を対象とした調査、そして就学後の児童の保護者の方、それぞれ対象の詳細については説明にあるとおりでございます。

3ページをご覧くださいまして、調査の回収率ですけれども、全体平均しまして6割程度ということになっております。

開けていただきまして、身体障害者の方の調査の概要ですが、4ページ、これは高齢になられてご病気、あるいはその他のことによって手帳を所持された方がかなり多いということですが、ここでも数としまして年齢のほうをご覧くださいまして、65歳以上の方が7割ということになっております。ですので、分析におきましては、ひょっとすると高齢の方ともしっかり若い方のちょっと分析については少し年齢でのクロスが必要なのかなという感じがしておりますが、その収入におきましても既に年金で収入を得ている方も含めての数が5ページの世帯の収入額であったり、就労状況であったりしております。

それから、6ページの「障害者が働くために大切なこと」。この項目はそれぞれの障害ごとに出ております。ここにおきましては、障害の種別がありますが、かなり共通するものがございました。6ページにあります一番多いものは、「障害特性にあった多様な仕事・就労形態があること」。2番目には、「健康状態に合わせた、企業側の柔軟な対応や配慮」。そして、「職場の上司や同僚の理解と協力」。この三つがかなりどの障害においても上位に入っております。

ただ、それにしても障害特性ということの内容がかなり大きいのかなと、一言で言えばこういうことなんですけれども、その中身、それから理解であったり、協力であったり、言葉でまとめるとこういうことなんですけれども、その中身においてはすごくいろいろな内容が含まれるのかなという感じを持っております。ここのかなり深めるに当たって

は、一つ就労支援センターで現状支援している方々について、あるいは就労継続等のご両者の方の状況とも情報を把握しながら、さらに深めて分析することが必要かと思っております。

それから、介助者が困っていることについても割合共通なんですけれども、身体の方は「入浴の介助」ということが一つほかとは違って出ておりますが、そのほか「買い物・外出が気軽にできない」、「休む時間がない・休養がとれない」。こういったことがどの障害においても共通する介助者の方が困っていることとなって出ております。

7ページの8番目です。不安や心配に感じていること。身体障害者の方の調査では、自分自身の病気や障害が悪化することということが一番上位になっておりますが、全ての障害の方に共通したものは、先ほどもやはり話題になっておりましたが、「将来の生活のこと」。まとめればこういう言葉で共通で出てくるのかな。これは全ての障害の方にしている部分でした。ただ、「将来の生活のこと」に込められた内容というのは、それぞれかなり個別具体性もあるのかな、障害特性によってもあるのかなという感じがしております。

身体障害者の方におきましては、3番目の「緊急時における避難等の対応」、これが上位に上がってきているのが特徴です。

それから、8番の「外出の際に困ること」。これはかなり障害による差がある項目だなというふうに感じました。お身体の障害の場合には、やはり施設のバリアに関係するものが多いですし、知的障害の方についてはコミュニケーションの問題だったり、そういったことが上位でございました。

それから、9ページのサービスの利用希望というのがございます。こちらのほうで見ていただきますと、9ページ下のほうに「居宅介護」ですとか、「日常生活用具の給付等の事業」がございます。前回の皆様のこの会におきまして、その前の調査、平成17年度に調査がございました。どういった差が出ていますかという質問がございましたが、概要版には載っていないんですけれども、7年前に比べましてサービス利用状況がかなり増えているというのがございまして、7年間における差というのは一つ大きく利用されている方の割合がふえたなという結果が出ておりました。

それから、10ページですが、災害に関して不安に感じていること。こちらは、前回の会でも高山先生がご指摘なさっていらっしゃいました。災害に関しては、障害の種別によって随分不安に感じている内容が違うということで、これは確かに障害者種別について、それぞれ災害時に関して不安になっている部分が相当特性によって違うのかなということです。ここはかなり細かく見て、一くりにできるものではないなという感じを持っております。

ということで、今、ご説明の中ではちょっとまとめた形で説明させていただきました。前回もご説明したように、就労に関しては7年前に比べて随分、特に知的障害の方については、13ページの上に就労状況が出ておりますけれども、現在、働いているという方が44.9%、前回調査では31%でしたので、この間で15%近く就労が実は高くなっているというのが出ております。

以上が3障害プラス難病の方々のものでございます。

お時間が迫ってきておりますので、次にお子さんのほうにちょっと飛ばさせていただきます。32ページになります。就学前の児童の保護者の方を対象とした調査です。これ

は福祉センターに通っていらっしゃるお子さんの保護者の方、そして区立の幼稚園、保育園に通っている特別な支援、配慮を必要としているお子さんの保護者の方ということで、71名の方にお聞きしております。年齢構成としては3歳以上がこういうふうな形で手帳の所持についてはこういうことで、前回もちょっと話題になっていたかと思えます。

そして、関心のあるところにおきましては、(3)、そして(4)、一番上でかなり大きく関心のあることと出ているのが、まず例えば、問9のところの「子どもの社会的能力の向上」というところ、その下の「通園生活で関心のあること」は、相談支援職員や専門職による相談や訓練ということで、この力を上げていくということについての大きな関心があったということでございます。また、それぞれのそのほかの項目についても、それにかかわるものが多いなという感じをしております。

それから、37ページの「特別な支援・配慮を必要とする子どもを持つ家庭の支援」ということで、一番多く上がっているのが「ST、OTなど専門家による支援の充実」、それから「保育士や教員など保育と教育の連携体制の充実」、それから「情報の充実」、こういったものが上位に上がっております。

次に、38ページからは就学後の児童の保護者の方を対象としております。こちらは特別支援学級、これは固定級、通級、そして特別な支援を必要とする児童として区の育成室に入室しているお子さん。それから、特別支援学校に通っているお子さんの保護者の方ということで、174名の方からご回答をいただいております。

こちらの年齢層では、手帳を持っている方が半分ということでして、39ページにありますように、「学校生活で関心のあること」といたしまして、「子どもの社会的能力の向上」。これも先ほどのお子さんとかかなり似通った結果になっておりますがそういったこと、それから、次の「学校生活における子ども自身の不安や悩み」としまして、「勉強や進路」のこと、「友達との関係」、こういったものが上位に上がってきております。

44ページをご覧ください。こちらが質的調査として行ったものです。高山先生の学科の4年生の学生さんが実際に区内施設に伺ってということで、インタビュー形式で実施したというものでございます。

45ページにその主な回答ということで書いてございますが、まず「楽しみ、余暇」ということで、こういったような回答、そして、いろんな個人個人のものがあるんですが、利用施設で企画されているそういったイベントが楽しいという回答がかなり多かったということです。それから、相談についてですけれども、金銭面や就職、友人関係、相談相手は施設の職員の方、先生、友人、家族等ということで、あるいは特に困っていることはないということもありましたが、それは生活介護の利用者さんに多く見られたということでした。

希望のところですが、仕事については今の仕事を続けていきたい、それから他の仕事をしたい、それから正反対の回答が得られている。また暮らしについては、今の生活を続けていきたい、グループホームに入りたい、かわいらしいと思ったのは、結婚を少ししたい、してみたいという回答がありましたということで、何か共感するなという職員もございましたけれども、そんな結果でございました。

説明は以上です。

高山部会長：ありがとうございます。調査報告書はこんな厚いんですね。ですから、ぜひ読んでいただいて、ご質問等があればまた随時していただきたいと思いますが、何

か、どうぞ。天野委員。

天野委員：天野です。先ほどご説明の中にもありましたが、いわゆる精神障害の方の人数が非常に増えているようだという印象を受けました。これについて何か推測されるような理由等あるようでしたら教えていただきたいというのが一つ。

それから、もう一つは、全障害者の例えば平成29年度に向けての人数の推移のようなものの推計のようなものがもしあったら教えていただきたいと思っております。

高山部会長：それでは、お願いします。

予防対策課長：予防対策課長の伊津野です。精神障害者の方の手帳の数が増えているということは、先ほど課長のほうからの説明にもありましたとおり、障害者枠での就労の際にそのために手帳をとっておきたいという形で数が増えているというのが一番だというふうにご考えられております。そのほか手帳を取得するに当たって、昔に比べれば少し抵抗が少なくなってきたのかなという形も聞いております。

高山部会長：もう1点は。

障害福祉課長：すみません。二つ目の質問をもう一度お願いいたします。

天野委員：平成29年度に向けての全障害者の人数ですね。この推移について推測されたものがあれば教えていただきたいと思えます。

障害福祉課長：一つは、確かにそれはとても大事な項目ですが、身体障害者の方については、先ほどの調査の概要にもありましたように、かなり高齢者の方の部分が、7割が高齢者の方ですので、高齢者人口との絡みでその部分は増えるのかなと思っております。ちなみに、高齢者はこの後、30年ほどで5割増加という推計ですので、そういった形の大体、国が出している高齢者の文京区における増加と推測できます。ただ、その部分と、あとはそれよりも低い年齢層の方々のところについては、もう一度分けて増える要因というのはどういう形であるのかどうか、ちょっと分析がいるなというふうに感じております。

愛の手帳の所持者数のほうも、一つはこれまでの実績で推測するのが一つの方法かなと思っておりますけれども、最近の新聞等でも過去15年間で例えばダウン症の方の生まれていらっしゃる数が2倍になっているという、それは高齢出産も含めてというような、新聞記事の段階ですので、どれくらいのあるがあるのか、そういった勘案すべきものはどういったものかをもう一度確認いたしまして、これまでの実績プラスそれを、実績だけではなく、勘案すべき材料を入れまして推測となります。

今、この現時点でこうですという状況ではございません。これからそれはお示ししていきたいと思っております。

高山部会長：精神の障害の方はそういう、同じような形でその推測していくということになりますかね。

予防対策課長：そうですね、そういう形になると思えます。

高山部会長：その数字は大事な数字になりますね、確かにね。ありがとうございます。

では、江澤委員。

江澤委員：江澤です。調査前にもお願いしたことなんですけども、知的に障害のある方たちの特質として、やっぱり今の生活をより積極的に変えていこうという、そういうところがとっても苦手な方たちです。したがって、十分な情報ですとか、自分自身が決めていくという体験とかという部分が圧倒的に不足をしているので、そういった部分で潜

在的な必要性という部分が表に出てきにくいのではないかということと、それからご家族もやっぱり十分な支援を受ける経験が余り多くないということで、これもまた積極的な部分で新たなサービスですとか、生活の変更を求めていこうということには極めて消極的だということがあるので、ぜひそういったところについては、相談事業所なり、あるいはサービス提供の事業所なりのほうが圧倒的な情報を持っているというふうに把握していますので、ぜひ策定前に事業所、抽出で結構ですので、ヒアリングを実施していただければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

高山部会長：今の件も大事ですね、そういう意味で質的調査を知的障害の方にやったんですね。そういう意味では、紙面の都合でこれだけしか出していないですけど、今、江澤委員が言ったことが如実にあらわれました。要するに、知的に障害がある方の人間関係が極めて限定的です。施設と家族しかないです。将来的にもそういうふうにしか考えていないというのが出てきましたので、このことに関してはどのような支援が必要なのかということ、相談支援事業所と照らし合わせながら考えていかなければいけないというのはそのとおりだと思います。ありがとうございました。

古市委員：連絡協議会の古市です。このアンケート結果を見まして、例えば、私ども子育て世代ですので、その観点から申し上げますと、36ページの就学前のお子さんに対するアンケートなんです。問22の「子育てにおける悩みや不安」。「自分の時間がとれず、自由がないこと」という項目が1項目めですかね、あるんですが、これの「つらいと感じることのほうが多い」が60%。これが通常の子育てをされている、健常のお子さんを子育てされている親御さんに比べてどれくらい高いものなのか、有意差はどれくらいあるんでしょうか。そのようなことを検証しながら、やはり特別な支援が必要なお子さんの家族の支援という視点では、どのようなものが必要なのかというのを、やはりそういった内容で検討していただきたい。

アンケートをとる前に、子育てに関しては項目を全て一致してほしいというような要望も出したんですけども、なかなかかなわず、ただ、項目に関しては同じものがあるはずなんです。そういう場合に、では障害のある子どもを育てていらっしゃるご家庭と健常のお子さんの障害のないお子さんを育てていらっしゃるご家庭の有意差がどういう項目で、どの程度出ているのかというような検証は非常に大事なかなと思っております。

同じく41ページ、就学後のお子さんを持つご家族、7番目の「子育てにおける悩みや不安」で、同じように「自分の時間がとれず、自由がない」というのも高いんですけども、ただ、子どもが大きくなりますと、逆に「子育ては親の責任と言われ、不安と負担を感じる」という、つらいと感じることが39%という数字が出ています。だんだんとやっぱり子どもが成長しますと、やっぱり親の責任とか、親が見ていないからとか、そういうところで親が生きづらく感じる。また、就労のほうとか、そういうところとも兼ね合いが難しくなって、預け先とかなかなか確保できないというところもやっぱり支援の一つにもっともっと行政が積極的にかかわってきていただきたいなと思っております。

高山部会長：ありがとうございました。ここは何かありますか。

障害福祉課長：今回、お子さんに関係するところで質問が重なっている部分があると聞いております。私もその部分で、例えば今のお話の中であれば、「つらいと感じる」というところについては、一般のほうでは3.9%であったものが21.1%。そういった形で差が出ている部分とか、それはまたちょっと次回以降にでもお示しできればと思います。

ちなみに、高齢者のほうの実態調査のほうも、介護者の方のところではやっぱり多かったのは同じ項目でして、負担感の部分ですね、それは同じようにやっぱり高かったなというところが共通しているなというふうな感じを持っております。

高山部会長：では、次回までできるだけそこら辺の、そういうふうにクロスをかけて提示できるようにできたらなと思います。佐藤委員。

佐藤委員：佐藤です。13ページの就労状況ですが、「働いている」というのが44.9%あって、「働いていない」というのが53%ありますが、これは自宅待機をしている人の数なのでしょうか。

高山部会長：働いていないの53%ですね。自宅待機だけではないですね。これは基本的に働いていないという人ですね、今現時点で。

佐藤委員：自宅待機というか、自宅に在宅……。

高山部会長：働きたくても働けなくてということだけではない。

佐藤委員：どこも行っていないという人ですよ。

障害福祉課長：生活介護の利用者の方はここに入ってくると思いますが。

佐藤委員：生活介護の人でもここへ入ってくるんですか。

障害福祉課長：就労継続は就労に入ります。

佐藤委員：ここの部分はちょっとわかりにくいですよ。五十何%もの人があれどうしたんだろうというふうな感じを受けますし、それから、質的、45ページの調査をされたのは大変よかったとは思いますが、保護者の方の意見としたら、生活介護の場面でインタビューをされて本当に答えられていたのかということがちょっと疑問視されて、「自分たちの子どもはこんなことを言ったの」とかというお話があったりなんかして、やはりそのあたりが難しいところかなというふうに感じたところです。

高山部会長：インタビューですか。

佐藤委員：インタビューのところ。

高山部会長：ただ、本意のところはつかみかねるところなんですけれども、事実を全部記録から落とし込んで、KJ法をかけてやりました。ですから、ある意味でお母様たちが知らないことを言ったかもしれないです。若い学生でしたからというのものもあるかもしれませんね。

佐藤委員：イケメンに弱いから言ったかなとは思いますが、そういうご心配もされているということもあります。

江澤委員：その件に関してはうちも聞き取りをしていただきました。前回もお話ししたとおり、今回、非常に丁寧にやっていただいた印象があります。事前に学生さんに訪問していただいて、日中の活動をともにする中で時間を重ねて聞き取りをしていただいた。まだまだ内容的にはつたないようには思いますが、重ねることによって大分質は上がってくるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひこれを続けていただきたいというふうに思っています。

高山部会長：フォローありがとうございました。どうぞ。

猿渡委員：文京区には高山先生もやっているんですけど、福祉オンブズマン制度自体がない。僕は相模原でオンブズマンをずっとやっていて、知的障害とか、自閉の方とか、私はいどこにもいるので、そういう人たちがどんな気持ちになるのかというのを推測しながらコミュニケーションをとったりもしています。

例えば、ここの介助者というところの部類がどういう人たちを指しているのか。例えば、自立生活センターであれば、重度訪問介護とか、介護職員初任者研修だとか、1級だとか、介護福祉士を持っている方たちだったり、制度上だと家族介護、重度脳性麻痺者等の10何日使える重度のやつとかいろいろあるんですよね。そういうところの数とか、あと難病は今回入っているんですけど、発達障害ですね。僕もADHDあるんですけども、発達障害とこの間も前回もめていたと思うんですけども、例えば、発達と知的障害とか、アスペルガーとLDとかいろいろそういうスペクトラムとかだけではないんですけど、皆さん結構重複で持っている方なんかも多いんですよね。そういう中でどういうふうに調査をやっているのかということと、やっぱり知的障害のお母さんたちって、結構「うちの子は障害が重いから何もわからない」と言われる方が多いんですけど、家族と離れて介助者の方とかと過ごしたりしていると、結構いろんなことを伝えてくれる方もいたりします。

あと、すごい文京区の中で欠けているのは、行政の例えば今回も総合支援法に変わるということとか、なかなか行政情報として説明会とかをやっていないんです。今回もサービス利用等計画だったり、障害支援区分だったり、そういうこともちゃんとできれば役所はそういう説明と、あと情報保障という部分で言うと、例えば、視覚障害の方が点字の資料が間に合わないということなんかもあったりもするので、そういうところの情報保障とホームページも結構ぎりぎり載るんです、文京区。そういうところはちゃんと情報保障をしながら、やっぱり本当に気持ちを吸い取れる、気持ちがちゃんとわかるような調査にいろいろあると思うんですけど、もっとより充実してできると本当にどういうふうにそれぞれの障害の方が困っているのかとかわかってくると思うのでお願いします。

高山部会長：ありがとうございました。ほかには。

柴崎委員：民生委員の柴崎です。この調査で実は私の父も身体障害者手帳を持っておりまして、このアンケートに答えた一人ですが、もう80歳以上ですので、このアンケートをいただいて答えられる部分というのが非常に少ないんです。ですから、例えば5ページの就労状況のところ「働いていない」というところにたくさんの方の70%ついていますが、これはほとんど高齢の方が占める割合が多いので、本当に就労したい方の割合とかというのがこのアンケートでは出てきていないような気がするので、ちょっとアンケートの方法を考えたほうがよろしいんじゃないかと思えます。

高山部会長：そのとおりなんです。この悉皆調査は全数調査ですけども、やっぱり限界があるんですね。今、猿渡委員が言ったように、発達障害のところのまた症状のところを全部やれることは難しいんですね。また、そういう年齢的なところの構成が難しい。この基本は前回やった調査と比較したかったということなんです。そういう意味では、あとは新しく難病を加えたということなんです。比較というところが大まかな目的なのでありますけれども、今、お二人の委員の意見ってすごく大切なことなので、そこをクロスかけながら、そこがうまく浮き彫りになることができればなと少し思いますので、これも精査させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

高山部会長：そうしましたら、時間がちょうどになってきましたけれども、ほかによろしいでしょうか。どうぞ。

望月委員：公募委員の望月です。質問なんですけど、難病医療券を持っている人、これは

障害重度であればマル障のほうがカバー率が高いので、あえて難病医療券を持ち続けるというケースは少ないかと思うんですけれども。

高山部会長：どうでしたっけ、難病のところですね。

望月委員：私自身が国ではなく都の難病認定に入っていることを数年前に知りまして、医療券を申請したんですが、その後、障害の程度が上がって今は身体障害者の2級になりました。2級になったところでマル障のほうがカバー率が高いのでということで、結局医療券はもう持ち続けていないんです。ですので、難病患者というのは実際にこちらの冊子にもあるように、手帳を持っているけれども比較的手帳の等級では軽度の人はいった調査の対象には上がってくるけれども、重度の人は持ち続けられないということで、数に入っていないのかなど、そのあたりを教えてくださいませんか。

障害福祉課長：すみません。私も細かいところは今、ちょっと簡単にはマル障の方もかなりの数の方がいらっしゃるということで、ここの形に今回、絞ったような話になるんですが、ちょっとその経緯をもう一度確認して次回ということでよろしいでしょうか。本来ならば重い方はかえってこの中に入ってきていない可能性があるよということでしょうかね。わかりました。ありがとうございます。確認させていただきます。

高山部会長：これは年齢的にはもう60から80以上になっているんですね。そういう形で出てきたので、高齢と難病というのが出てきたのが極めて特徴的だったんですね。ですから、そこら辺の今のお話はちょっと精査させていただくということで、よろしく願いします。

それでは、時間が迫ってきましたので、今日はいろいろありがとうございました。その他として、今年度の検討スケジュールについて説明をお願いいたします。

障害福祉課長：それでは、資料第7号をご覧ください。今後の検討予定でございます。第1回は本日の4月24日、そして第2回ですけれども、5月27日で予定しておりますので、よろしく願いいたします。第3回におきましては、7月8日ということで、2回、3回で重点課題の方向性等について検討、そして3回目では計画の体系あたりまで検討を進めていきたいと思っております。

そして、第4回では、中間のまとめとしてのたたき台をお示しし、それを検討していただくと。第5回でその報告をさせていただきたいと思っております。

そして、その後パブリックコメントをいただき、最終案を第6回、翌年1月に検討いただくという段取りで進めてまいりたいと思っております。

高山部会長：極めてタイトなスケジュールですけれども、よろしく願いしたいと思っております。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。事務局のほうからはこれでよろしいですか。

それでは、きょうはいろいろご意見ありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いしたいと思っております。

では、これで第1回文京区地域福祉推進協議会障害者部会を閉会とさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

以上